

令和 2 年

奈良市議会 3 月定例会

提出議案 (令和元年度関係)

奈良市

目 次

奈良市報告第	1 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	1
〃	第 2 号	市長専決処分の報告について……………	12
〃	第 3 号	市長専決処分の報告について……………	16
〃	第 4 号	市長専決処分の報告について……………	18
〃	第 5 号	市長専決処分の報告について……………	20
〃	第 6 号	市長専決処分の報告について……………	22
〃	第 7 号	市長専決処分の報告について……………	24
〃	第 8 号	市長専決処分の報告について……………	26
奈良市議案第	1 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	28
〃	第 2 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	33
〃	第 3 号	令和元年度奈良市一般会計補正予算（第 7 号）……………	36
〃	第 4 号	令和元年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	41
〃	第 5 号	令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	43
〃	第 6 号	令和元年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	45
〃	第 7 号	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について……………	91
〃	第 8 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	93
〃	第 9 号	奈良市児童相談所基金条例の制定について……………	94
〃	第 10 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	96
〃	第 11 号	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について……………	97
〃	第 12 号	工事請負契約の締結について……………	98
〃	第 13 号	訴えの提起について……………	102

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

令和元年6月12日、7月5日、7月12日、7月16日、8月2日、8月7日、
8月13日及び8月21日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

審査請求人が、処分庁に対して、平成31年4月15日付けで、審査請求人に係る平成31年3月から平成32年2月までの下水道使用料の免除を申請したところ、処分庁は、令和元年5月10日付けで、これを不承認とする処分（以下「31年処分」という。）を行った。

処分庁は、審査請求人に対し、平成31年4月4日付け及び令和元年5月8日付けで、それぞれ審査請求人が納付すべき平成31年2月分及び同年3月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を送付した。

処分庁は、審査請求人が平成30年12月分ないし平成31年2月分の各水道料金・下水道使用料を各納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成30年12月分ないし平成31年2月分の各水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

処分庁は、審査請求人による、平成31年3月6日以降、令和元年5月23日までの間に順次行われた、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成30年3月分ないし同年7月分の水道料金の支払猶予申請並びに平成30年2月分ないし同年6月分及び同年8月分の下水道使用料の支払猶予申請に対して、平成31年3月15日以降、令和元年5月27日までの間に、それぞれ不承認通知書を送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

2 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。

審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処

分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年から、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていない。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請

をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということ述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び対応の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び対応の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し

等を求めて、同年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。

前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和元年11月19日までの間）に、審査庁に対して、89件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が平成30年4月26日に行った、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「30年処分」という。）の取消し又は変更を求める審査請求（平成30年度第6号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 審査請求人の主張の要旨

30年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあたって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって30年処分の後続処分である本件処分等も違法なものである。

また、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分

については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起し、既に多数の棄却又は却下裁決がなされていることに鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

30年処分及び31年処分にあたっては、処分庁は審査請求人に対し、書面により不承認の理由を具体的に通知しており、行手条例第8条第1項に違反するものではなく、何ら違法ではないが、仮にそれらの処分が違法であったとしても、それによって平成30年度分又は平成31年度分の下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、審査請求人がそれらの下水道使用料の支払義務を負い、又は同義務を履行しなかったことによりなされた下水道処分等の効果に影響するものではない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、審査請求人の主張する支払猶予申請の理由は、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）第39条及び同条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）第31条の定める支払猶予を行うことが出来る場合に該当せず、かつ処分にあたっては根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものでもない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道処分等は根拠規定に基づき

適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

下水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、30年処分及び31年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、30年処分及び31年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他30年処分及び31年処分との関係とは別に下水道処分等自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服

法第1条第1項)に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求はより頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての89件にも上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免

除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

これらの89件の審査請求のうち、（前件審査請求については、平成30年6月28日）平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、第9号及び第11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。

そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び第14号請求については平成31年4月24日、平成30年度第16号及び第18号ないし第20号請求については令和元年6月3日、平成30年度第17号請求については令和元年6月5日、平成30年度第22号ないし第38号、第40号及び第41号請求については令和元年8月7日、平成30年度第39号請求については、令和元年8月20日、平成31年度第1号ないし第5号請求、令和元年度第6号ないし第9号、第11号及び第12号請求については、令和元年10月21日、令和元年度第10号請求については、令和元年10月24日、令和元年度第13号請求については、令和元年11月21日、令和元年度第14号及び第17号請求については、令和元年11月29日に、それぞれ却下裁決がなされている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗

中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書（以下「本件補正質問」という。）により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められな

い。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本案前のその余の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和元年12月26日

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年1月24日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項（奈良市改良住宅条例第5条で準用する場合を含む）の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃相当額 滞納 不法占有
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃相当額 滞納 不法占有

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年1月14日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月24日午後7時30分頃、奈良市中山町西四丁目地内において、相手方が同乗していた自動二輪車が、市道を走行していたところ、穴ぼこにより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 38,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年1月14日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年7月27日午後4時30分頃、奈良市役所中央棟において発生した配水管からの漏水により、相手方が運営する喫茶室の室内が浸水し、商品等を汚損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 66,211円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年1月14日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年10月14日、奈良市三条本町地内において、市営駐車場の天井からの漏水により、駐車していた相手方の普通自動車のボンネットが汚損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 330,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年1月14日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年10月30日午後0時頃、奈良市七条一丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,804円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年1月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年6月7日午前9時24分頃、奈良市大森町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽トラックに接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 855,137円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年1月24日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年7月21日午後10時30分頃、奈良市小倉町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 90,000円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 財産の取得について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和元年12月23日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 財産の取得について

財産の取得について

針テラス事業として、次に掲げる建物を取得するものとする。

1 物件の表示

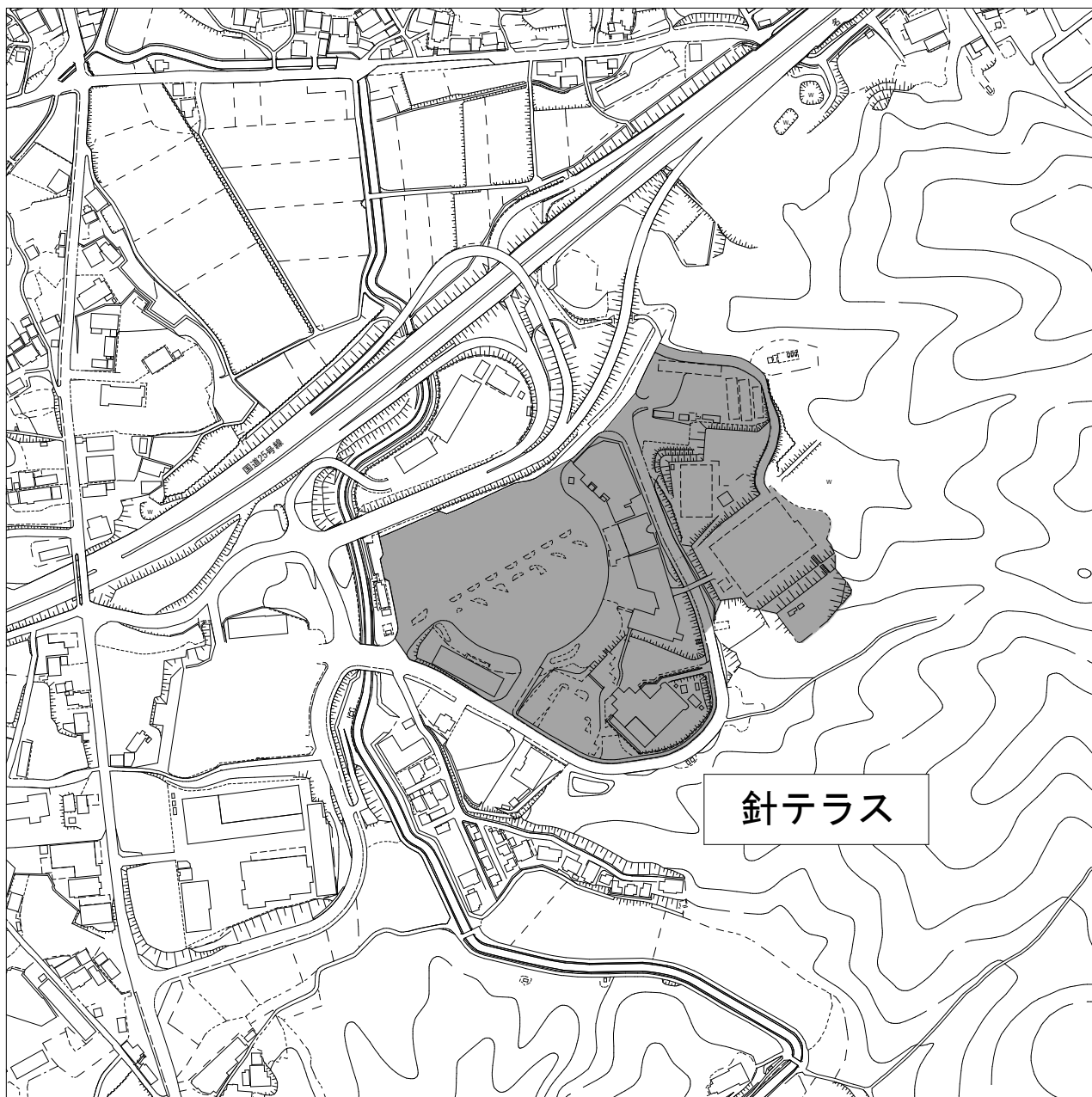
所在地	種類	構造	床面積
奈良市針町385番地 8外2筆	店舗	鉄骨造セメント瓦葺2階建	1階 1,454.34㎡ 2階 1,421.51㎡ ほかに1階南西側の未登記 増築部分約7.8㎡を含む

2 契約金額 65,280,787円

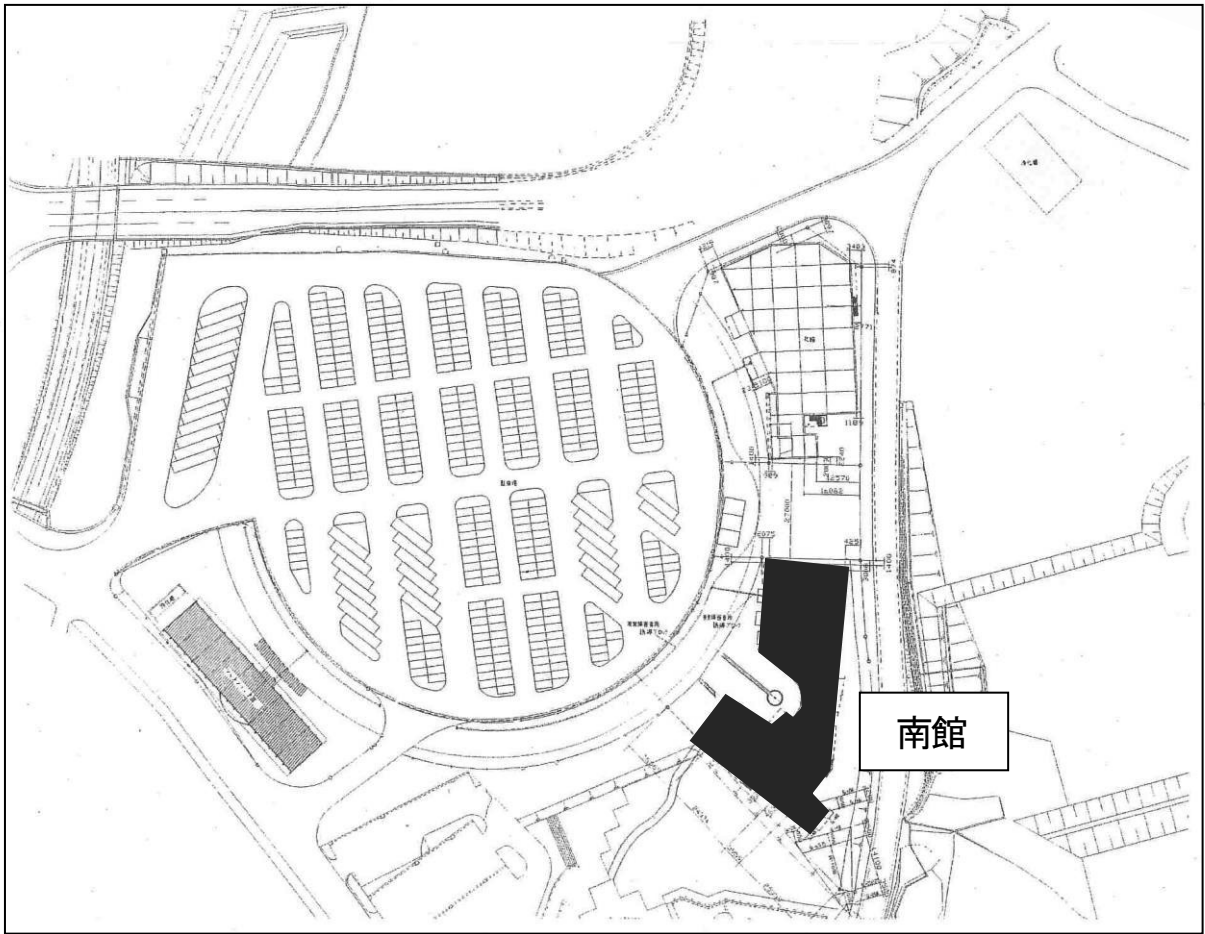
3 契約の相手方 大阪市北区西天満4丁目8番17号 宇治電ビルディング11階
はばたき綜合法律事務所

破産者 株式会社三興 破産管財人 弁護士 服部 敬

位置図



配置図



市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年2月3日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 訴えの提起について

訴えの提起について

本市は、奈良地方裁判所 平成30年（行ウ）第10号、平成31年（行ウ）第12号 損害賠償請求等履行請求事件の判決について、次のとおり訴えを提起する。

1 被控訴人となるべき者の住所及び氏名

████████████████████

██████████ 外108名

████████████████████████████████████████

██████████ 外9名

2 控訴の要旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人ら及び被控訴人参加人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人ら及び被控訴人参加人らの負担とする。
との判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 当市職員を指定代理人とする。
- (3) 第二審判決の結果、必要がある場合は上告する。

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,768,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,818,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		千円 13,462,676	千円 296,255	千円 13,758,931
	1. 地方交付税	13,462,676	296,255	13,758,931
14. 負担金及び 負担金		1,092,753	△ 1,648	1,091,105
	1. 負担金	10,916	△ 1,648	9,268
16. 国庫支出金		26,736,181	943,357	27,679,538
	1. 国庫負担金	18,984,718	171,425	19,156,143
	2. 国庫補助金	2,058,815	531,197	2,590,012
	4. 国庫交付金	5,551,763	240,735	5,792,498
17. 県支出金		8,862,220	279,459	9,141,679
	1. 県負担金	5,566,770	85,000	5,651,770
	2. 県補助金	1,786,388	194,459	1,980,847
23. 市債		14,441,900	251,500	14,693,400
	1. 市債	14,441,900	251,500	14,693,400
歳入合計		136,049,597	1,768,923	137,818,520

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 60,810,001	千円 485,400	千円 61,295,401
	1. 社会福祉費	26,816,933	455,400	27,272,333
	2. 児童福祉費	20,532,783	30,000	20,562,783
4. 衛生費		11,865,848	△ 1,781,123	10,084,725
	1. 保健衛生費	3,702,253	△ 1,783,023	1,919,230
	2. 保健所費	1,939,765	1,900	1,941,665

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		千円 579,853	千円 175,000	千円 754,853
	1. 農林費	579,853	175,000	754,853
9. 土木費		12,024,984	269,400	12,294,384
	4. 都市計画費	5,821,911	269,400	6,091,311
11. 教育費		10,455,452	2,620,246	13,075,698
	1. 教育総務費	2,434,824	1,169,256	3,604,080
	2. 小学校費	1,544,175	761,000	2,305,175
	3. 中学校費	677,399	680,000	1,357,399
	6. 社会教育費	1,372,087	9,990	1,382,077
歳出合計		136,049,597	1,768,923	137,818,520

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 838,620
	1. 総務管理費	非常用発電機増強調査経費	4,800
		庁舎等施設整備事業	728,820
	2. 企画費	防災対策経費	15,000
文化振興施設整備事業		90,000	
3. 民生費			509,220
	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	26,780
	2. 児童福祉費	保育所移転準備経費	6,775
		児童館管理経費	1,683
		児童福祉施設整備事業	337,755
認定こども園施設整備事業		136,227	

款	項	事業名	金額
4. 衛生費			千円 10,000
	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	10,000
6. 農林水産業費			243,803
	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	19,425
		土地基盤整備事業	224,000
		美しい森林づくり基盤整備 交付金事業経費	378
9. 土木費			3,775,100
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	26,300
		道路橋梁新設改良事業	606,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	316,000
	4. 都市計画費	都市・地域総合交通戦略策定経費	8,500
		街路事業	2,752,000
		公園事業	66,300
10. 消防費			7,700
	1. 消防費	消防施設整備事業	7,700
11. 教育費			2,942,990
	1. 教育総務費	教育情報化推進経費	1,163,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	1,065,900
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	704,100
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	9,990
12. 災害復旧費			10,000
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	10,000
14. 諸支出金			86,900
	3. 減債基金	減債基金経費	86,900
合 計			8,424,333

第3表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	千円 208,100	普通貸借は行 又債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	208,100			

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 528,400	千円 537,100
保健衛生施設整備事業	1,820,900	10,000
都市計画事業	2,052,700	2,380,600
義務教育施設整備事業	447,300	1,967,800
災害復旧事業	37,800	35,000
計	14,441,900	14,485,300

令和元年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		千円 7,115,668	千円 △ 150,000	千円 6,965,668
	1. 国民健康保険料	7,115,668	△ 150,000	6,965,668
6. 繰入金		2,523,311	150,000	2,673,311
	2. 基金繰入金	-	150,000	150,000
歳入合計		36,003,686	-	36,003,686

令和元年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保留地 処分金収入		千円 320,000	千円 △ 170,000	千円 150,000
	1. 保留地 処分金収入	320,000	△ 170,000	150,000
3. 繰入金		381,577	170,000	551,577
	1. 一般会計繰入金	381,577	170,000	551,577
歳入合計		4,454,300	-	4,454,300

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 西大寺駅南 地区土地 画整理事業費			千円 1,153,100
	1. 西大寺駅南 地区土地 画整理事業費	西大寺駅南地区 土地画整理事業	1,153,100
2. J R 奈良駅南 地区土地 画整理事業費			244,000
	1. J R 奈良駅南 地区土地 画整理事業費	J R 奈良駅南地区 土地画整理事業	244,000
合計			1,397,100

令和元年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ397,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,241,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		千円 6,856,852	千円 166,214	千円 7,023,066
	1. 国庫負担金	5,300,858	55,429	5,356,287
	2. 国庫補助金	1,555,994	110,785	1,666,779
3. 支払基金 交付金		8,203,359	107,184	8,310,543
	1. 支払基金 交付金	8,203,359	107,184	8,310,543
4. 県支出金		4,409,737	73,982	4,483,719
	1. 県負担金	4,157,293	73,982	4,231,275
6. 繰入金		4,738,889	49,620	4,788,509
	1. 一般会計繰入金	4,738,889	49,620	4,788,509
歳入合計		31,844,486	397,000	32,241,486

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		千円 29,102,000	千円 397,000	千円 29,499,000
	1. 介護サービス 等諸費	29,102,000	397,000	29,499,000
歳出合計		31,844,486	397,000	32,241,486

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第7号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	13,462,676	296,255	13,758,931
14 分担金及び負担金	1,092,753	△1,648	1,091,105
16 国庫支出金	26,736,181	943,357	27,679,538
17 県支出金	8,862,220	279,459	9,141,679
23 市債	14,441,900	251,500	14,693,400
歳 入 合 計	136,049,597	1,768,923	137,818,520

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	60,810,001	485,400	61,295,401	287,852	8,700		188,848
4 衛生費	11,865,848	△1,781,123	10,084,725	1,425	△1,810,900		28,352
6 農林水産業費	579,853	175,000	754,853	175,000			—
9 土木費	12,024,984	269,400	12,294,384	△228,588	327,900		170,088
11 教育費	10,455,452	2,620,246	13,075,698	982,668	1,520,500		117,078
12 災害復旧費	51,000	—	51,000	4,459	△2,800	△1,648	△11
歳 出 合 計	136,049,597	1,768,923	137,818,520	1,222,816	43,400	△1,648	504,355
				一般財源内訳			
				<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;"> 地方交付税 市債(減収補填債) </div> </div>			296,255 208,100

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	13,462,676	296,255	13,758,931	1 地方交付税	296,255	普通交付税	
計	13,462,676	296,255	13,758,931				

第12款 地方交付税

第14款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 災害復旧費分担金	2,463	△1,648	815	1 農林業用施設 災害復旧事業 費分担金	△1,648	農地災害復旧事業費分担金
計	10,916	△1,648	9,268			

第14款 分担金及び負担金

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	18,751,561	170,000	18,921,561	2 障害者福祉費 負担金	170,000	障害者自立支援給付費負担金	
2 衛生費国庫負担金	97,085	1,425	98,510	1 保健予防費負 担金	1,425	結核医療費負担金	
計	18,984,718	171,425	19,156,143				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 教育費国庫補助金	192,079	531,197	723,276	1 教育振興費補助金	531,197	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金
計	2,058,815	531,197	2,590,012			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫交付金	2,741,529	17,852	2,759,381	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	17,852	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
5 土木費国庫交付金	2,648,116	△228,588	2,419,528	4 街路事業費交付金	△228,588	社会資本整備総合交付金
6 教育費国庫交付金	122,330	451,471	573,801	1 小学校施設整備事業費交付金	240,777	小学校大規模改造事業交付金
				2 中学校施設整備事業費交付金	210,694	中学校大規模改造事業交付金
計	5,551,763	240,735	5,792,498			

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	4,896,233	85,000	4,981,233	1 障害者福祉費 負担金	85,000	障害者自立支援給付費負担金	
計	5,566,770	85,000	5,651,770				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1,480,617	15,000	1,495,617	4 児童福祉総務費補助金	15,000	子ども医療助成事業費補助金	
4 農林水産業費県補助金	121,778	175,000	296,778	3 土地基盤整備事業費補助金	175,000	ため池防災対策調査計画事業費補助金	
8 災害復旧費県補助金	9,113	4,459	13,572	1 農林業用施設災害復旧事業費補助金	4,459	農地災害復旧事業費補助金	
計	1,786,388	194,459	1,980,847				

第17款 県支出金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生債	528,400	8,700	537,100	1 福祉施設整備事業債	8,700	高齢者福祉施設整備事業債	
3 衛生債	2,160,100	△1,810,900	349,200	1 保健衛生施設整備事業債	△1,810,900	新高苑整備事業債	
7 土木債	4,417,800	327,900	4,745,700	3 都市計画事業債	327,900	街路事業債	
9 教育債	512,800	1,520,500	2,033,300	1 義務教育施設整備事業債	1,520,500	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債	876,900 643,600
10 災害復旧債	37,800	△2,800	35,000	1 災害復旧事業債	△2,800	農林業用施設災害復旧事業債	
11 減収補填債	—	208,100	208,100	1 減収補填債	208,100	減収補填債	
計	14,441,900	251,500	14,693,400				

第23款 市債

3. 歳出 民生費
第3款

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 障害者福祉費	11,566,990	340,000	11,906,990	特定財源 (内訳) 国庫支出金 170,000 県支出金 85,000 一般財源 85,000	20 扶助費	340,000	介護給付費等支給経費
4 老人福祉費	1,030,805	39,000	1,069,805	一般財源 39,000	13 委託料	39,000	ななまるカード優遇措置事業経費
10 高齢者福祉施設整備事業費	116,523	26,780	143,303	特定財源 (内訳) 国庫支出金 17,852 市債 8,700 一般財源 228	19 負担金補助及び交付金	26,780	老人福祉施設等整備費補助事業
13 介護保険会計繰出金	4,738,889	49,620	4,788,509	一般財源 49,620	28 繰出金	49,620	介護保険特別会計繰出経費
計	26,816,933	455,400	27,272,333	特定財源 281,552 一般財源 173,848			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,628,836	30,000	1,658,836	15,000 特定財源 (内訳) 県支出金 15,000 一般財源 15,000	20 扶助費	30,000	子ども医療費助成経費
計	20,532,783	30,000	20,562,783	15,000 特定財源 15,000 一般財源			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 予防費	730,966	27,900	758,866	一般財源 27,900	11 需用費 7,900	13 委託料 20,000	予防接種経費
5 保健衛生施設 整備事業費	1,835,357	△1,810,923	24,434	特定財源 △1,810,900 (内訳) 市債 △1,810,900 一般財源 △23	15 工事請負費 △1,810,923		新斎苑整備事業
計	3,702,253	△1,783,023	1,919,230	特定財源 △1,810,900 一般財源 27,877			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 保健予防費	85,091	1,900	86,991	1,425 特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,425 一般財源 475	20 扶助費	1,900	結核医療費公費負担経費
計	1,939,765	1,900	1,941,665	1,425 特定財源 475 一般財源			

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 土地基盤整備 事業費	144,432	175,000	319,432	175,000 特定財源 (内訳) 県支出金 175,000	13	175,000	ため池防災対策調査計画事業
計	579,853	175,000	754,853	特定財源 一般財源			

第6款 農林水産業費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
4 街路事業費	4,040,518	99,400	4,139,918	特定財源 (内訳) 国庫支出金 △228,588 市債 327,900 一般財源 88	17 公有財産購入 費	99,400	奥柳登美ヶ丘線街路整備社会資本整備総合 交付金事業 73,200 JR新駅西口駅前広場街路整備交付金事業 26,200
13 土地区画整理 事業会計繰出 金	381,577	170,000	551,577	一般財源 170,000	28 繰出金	170,000	土地区画整理事業特別会計繰出経費
計	5,821,911	269,400	6,091,311	特定財源 99,312 一般財源 170,088			

第9款 土木費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,437,543	6,256	1,443,799	一般財源 6,256	23 償還金利子及び 割引料	6,256	教育委員会事務経費
2 教育振興費	945,173	1,163,000	2,108,173	特定財源 1,062,297 (内訳) 国庫支出金 531,197 市債 531,100 一般財源 100,703	13 委託料	1,163,000	教育情報化推進経費
計	2,434,824	1,169,256	3,604,080	特定財源 1,062,297 一般財源 106,959			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
4 小学校施設整備 事業費	539,361	761,000	1,300,361	特定財源 760,877 (内訳) 国庫支出金 240,777 市債 520,100 一般財源 123	13 委託料	23,000	小学校施設整備事業 737,000 小学校校舎大規模改修事業 24,000
					15 工事請負費	738,000	
計	1,544,175	761,000	2,305,175	特定財源 760,877 一般財源 123			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 中学校施設整備事業費	85,944	680,000	765,944	特定財源 679,994 (内訳) 国庫支出金 210,694 市債 469,300 一般財源 6	13 委託料 34,000	15 工事請負費 646,000	中学校施設整備事業
計	677,399	680,000	1,357,399	特定財源 679,994 一般財源 6			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 文化財費	144,960	9,990	154,950	一般財源 9,990	19 負担金補助及 び交付金	9,990	指定文化財補助経費
計	1,372,087	9,990	1,382,077	特定財源 0 一般財源 9,990			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	19,000	—	19,000	11 特定財源 (内訳) 県支出金 4,459 市債 △2,800 分担金及び負担金 △1,648 一般財源 △11			
計	19,000	—	19,000	11 特定財源 一般財源 △11			

第12款 災害復旧費

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
2. 総務費	1. 総務管理費	非常用発電機増強調査経費	117,875	4,800
		庁舎等施設整備事業	1,317,069	728,820
3. 民生費	2. 企画費	防災対策経費	93,707	15,000
		文化振興施設整備事業	105,700	90,000
	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	143,303	26,780
		2. 児童福祉費	保育所移転準備経費	8,500
4. 衛生費	1. 保健衛生費	児童館管理経費	42,314	1,683
		児童福祉施設整備事業	1,120,501	337,755
		認定こども園施設整備事業	639,019	136,227
6. 農林水産業費	1. 農林費	保健衛生施設整備事業	24,434	10,000
		人・農地問題解決推進経費	31,990	19,425
		土地基盤整備事業	319,432	224,000
9. 土木費	2. 道路橋梁費	美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	3,310	378
		定期点検経費	137,071	26,300
		道路橋梁新設改良事業	1,720,397	606,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	603,548	316,000

	4. 都市計画費	都市・地域総合交通戦略策定経費	70,657	8,500
		街路事業	4,139,918	2,752,000
		公園事業	169,853	66,300
10. 消防費	1. 消防費	消防施設整備事業	92,512	7,700
11. 教育費	1. 教育総務費	教育情報化推進経費	1,444,402	1,163,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	1,300,361	1,065,900
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	765,944	704,100
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	79,990	9,990
12. 災害復旧費	農林水産業施設 1. 災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	19,000	10,000
14. 諸支出金	3. 減債基金	減債基金経費	93,300	86,900

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査 (単位 千円)					
区 分	補 正 前		補 正 後		当該年度末現在高見込額
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	9,099,100	99,694,639	9,145,300	99,740,839	
(1) 土 木	4,339,400	33,265,227	4,667,300	33,593,127	
(2) 教 育	658,500	29,958,237	2,179,000	31,478,737	
(4) そ の 他	4,022,800	32,950,065	2,220,600	31,147,865	
2. 災 害 復 旧 債	37,800	182,713	35,000	179,913	
(2) そ の 他	5,800	13,742	3,000	10,942	
3. そ の 他	5,305,000	99,365,041	5,513,100	99,573,141	
(4) 減 収 補 填	-	1,582,383	208,100	1,790,483	
合 計	14,441,900	199,242,393	14,693,400	199,493,893	

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	7,115,668	△150,000	6,965,668
6 繰入金	2,523,311	150,000	2,673,311
歳 入 合 計	36,003,686	—	36,003,686

2. 歳入

第1款 国民健康保険料

第1項 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般被保険者国民健康保険料	7,093,322	△150,000	6,943,322	1 医療給付費分 現年賦課分	△150,000	医療給付費分現年賦課分	
計	7,115,668	△150,000	6,965,668				

国民健康保険特別会計

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 基金繰入金	—	150,000	150,000	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	150,000	国民健康保険財政調整基金繰入金	
計	—	150,000	150,000				

国民健康保険特別会計

3. 土地区画整理事業特別会計
 (1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 保留地処分金収入	320,000	△170,000	150,000
3 繰入金	381,577	170,000	551,577
歳 入 合 計	4,454,300	-	4,454,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3 公債費	538,400	—	538,400		△170,000	170,000
歳 出 合 計	4,454,300	—	4,454,300		△170,000	170,000
				一般財源内訳	繰入金	170,000

2. 歳入

第2款 保留地処分金収入

第1項 保留地処分金収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業保留地 処分金収入	170,000	△170,000	—	1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業保留地 処分金収入	△170,000	西大寺駅南地区土地 区画整理事業保留地 処分金収入	
計	320,000	△170,000	150,000				

土地区画整理事業特別会計

第3款 繰入金 第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	381,577	170,000	551,577	1 一般会計繰入金	170,000	一般会計繰入金	
計	381,577	170,000	551,577				

土地区画整理事業特別会計

3. 歳出
第3款 公債費

第1項 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	511,923	—	511,923	特定財源 △170,000 (内訳) 保留地処分金収入 △170,000 一般財源 170,000			
計	538,400	—	538,400	特定財源 △170,000 一般財源 170,000			

土地区画整理事業特別会計

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
1. 西大寺駅南地区土地画整理事業	西大寺駅南地区土地画整理事業 1. 地区土地画整理事業	西大寺駅南地区土地画整理事業	3,044,161	1,153,100
2. JR奈良駅南地区土地画整理事業	JR奈良駅南地区土地画整理事業 1. 地区土地画整理事業	JR奈良駅南地区土地画整理事業	871,739	244,000

4. 介護保険特別会計
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	6,856,852	166,214	7,023,066
3 支払基金交付金	8,203,359	107,184	8,310,543
4 県支出金	4,409,737	73,982	4,483,719
6 繰入金	4,738,889	49,620	4,788,509
歳 入 合 計	31,844,486	397,000	32,241,486

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 保険給付費	29,102,000	397,000	29,499,000	240,196	107,184	49,620
歳 出 合 計	31,844,486	397,000	32,241,486	240,196	107,184	49,620
					一般財源内訳	繰入金
						49,620

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	5,300,858	55,429	5,356,287	1 現年度介護給付費負担金	55,429	現年度介護給付費負担金	
計	5,300,858	55,429	5,356,287				

介護保険特別会計

第2款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	1,051,245	110,785	1,162,030	1 現年度調整交付金	110,785	現年度調整交付金
計	1,555,994	110,785	1,666,779			

介護保険特別会計

第3款 支払基金交付金

第1項 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費交付金	7,857,540	107,184	7,964,724	1 現年度介護給 付費交付金	107,184	現年度介護給付費交付金
計	8,203,359	107,184	8,310,543			

介護保険特別会計

第4款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	4,157,293	73,982	4,231,275	1 現年度介護給付費負担金	73,982	現年度介護給付費負担金	
計	4,157,293	73,982	4,231,275				

介護保険特別会計

第1項 一般会計繰入金

第6款 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費繰入金	3,637,750	49,620	3,687,370	1 現年度介護給付費繰入金	49,620	現年度介護給付費繰入金	
計	4,738,889	49,620	4,788,509				

介護保険特別会計

3. 歳出
第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護サービス等諸費	28,060,000	397,000	28,457,000	特定財源 347,380 (内訳) 国庫支出金 166,214 県支出金 73,982 支払基金交付金 107,184 一般財源 49,620	19 負担金補助及び交付金	397,000	居宅介護サービス給付経費
計	29,102,000	397,000	29,499,000	特定財源 347,380 一般財源 49,620			

介護保険特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

性質区分 会計款	一般会計						特別会計
	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	合計	
扶助費	370,000	1,900				371,900	
物件費	39,000	27,900			1,163,000	1,229,900	
補助費等					16,246	16,246	397,000
投資的経費	26,780	△ 1,810,923	175,000	99,400	1,441,000	△ 68,743	
普通建設事業	26,780	△ 1,810,923	175,000	99,400	1,441,000	△ 68,743	
補助	26,780			99,400	1,441,000	1,567,180	
単独		△ 1,810,923	175,000			△ 1,635,923	
繰入金	49,620			170,000		219,620	
合計	485,400	△ 1,781,123	175,000	269,400	2,620,246	1,768,923	397,000

物件費の内訳表

附表1

(単位:千円)

節 会計及び款	需用費	細 節	委 託 料	計
		医 薬 材 料 費		
民 生 費			39,000	39,000
衛 生 費	7,900	7,900	20,000	27,900
教 育 費			1,163,000	1,163,000
一 般 会 計 合 計	7,900	7,900	1,222,000	1,229,900

繰出金・その他経費の内訳表

附表2

(単位:千円)

節 会計及び款	負 担 金	償 還 金	扶 助 費	繰 出 金	計
	補 助 及 び 交 付 金	利 子 及 び 割 引 料			
民 生 費			370,000	49,620	419,620
衛 生 費			1,900		1,900
土 木 費				170,000	170,000
教 育 費	9,990	6,256			16,246
一 般 会 計 合 計	9,990	6,256	371,900	219,620	607,766
介 護 保 険	397,000				397,000

投資的経費一覧表

(単位：千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		一般
民生費			26,780	17,852		8,700		228	
衛生費	補	高齢者福祉施設整備事業	26,780	17,852		8,700		228	高齢者福祉施設整備費補助
			△ 1,810,923			△ 1,810,900		△ 23	
農林水産業	単	保健衛生施設整備事業	△ 1,810,923			△ 1,810,900		△ 23	減額更正
			175,000		175,000			—	
土木費	単	土地基盤整備事業	175,000		175,000			—	農業用ため池調査
			99,400	△ 228,588		327,900		88	
教育費	補	街路事業	99,400	△ 228,588		327,900		88	奥柳登美ヶ丘線、JR新駅西口駅前広場財源更正
			1,441,000	451,471		989,400		129	
災害復旧費	補	小学校施設整備事業	761,000	240,777		520,100		123	校舎トイレ改修、空調設備整備
	補	中学校施設整備事業	680,000	210,694		469,300		6	校舎トイレ改修
災害復旧費			-		4,459	△ 2,800	△ 1,648	△ 11	
	単	農林業用施設災害復旧事業	-		4,459	△ 2,800	分 △ 1,648	△ 11	財源更正
一般	一般会計	合計	△ 68,743	240,735	179,459	△ 487,700	△ 1,648	411	

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する

を

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14

に

給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）その他の法令による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子どもに対する医療費の助成に関する事務におけるマイナンバー（個人番号）の利用について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項中「投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人」を「投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第1備考第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙等について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

（提案理由）

関連政令の一部改正に伴い、投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者の報酬について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市児童相談所基金条例の制定について

奈良市児童相談所基金条例を次のように制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市児童相談所基金条例

(設置)

第1条 本市における児童相談所の整備及び運営に必要な資金を積み立てるため、奈良市児童相談所基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の目的のための寄附金
- (2) 奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童相談所の整備及び運営を円滑かつ安定的に推進するための財源を確保するため、奈良市児童相談所基金を設置するとともに、その管理等について定めようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第16項中「第13条第2項」を「第13条第3項若しくは第13条の2」に改め、同表第24項中「又は第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改め、同表第34項中「又は第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改め、同表第112項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表第112項に係る部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

関係法令の一部改正に伴い、印鑑登録証明書交付手数料、優良宅地造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料及び毒物劇物販売業登録更新申請手数料について、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 について

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

関係法令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還等に関し所要の規定の整備を行おうとするものである。

工事請負契約の締結について

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業駅前広場整備工事（2期工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和2年2月27日提出

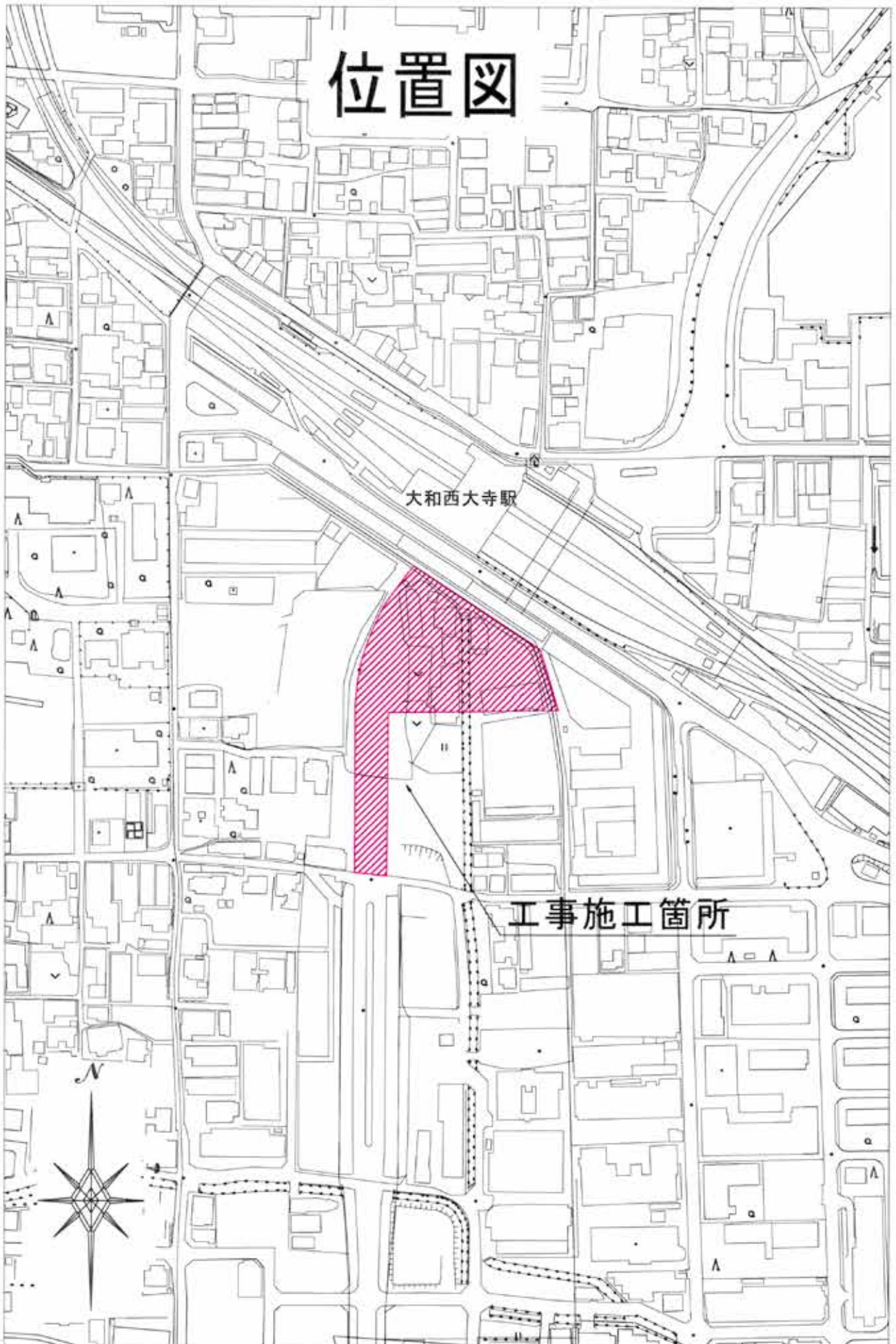
奈良市長 仲川元庸

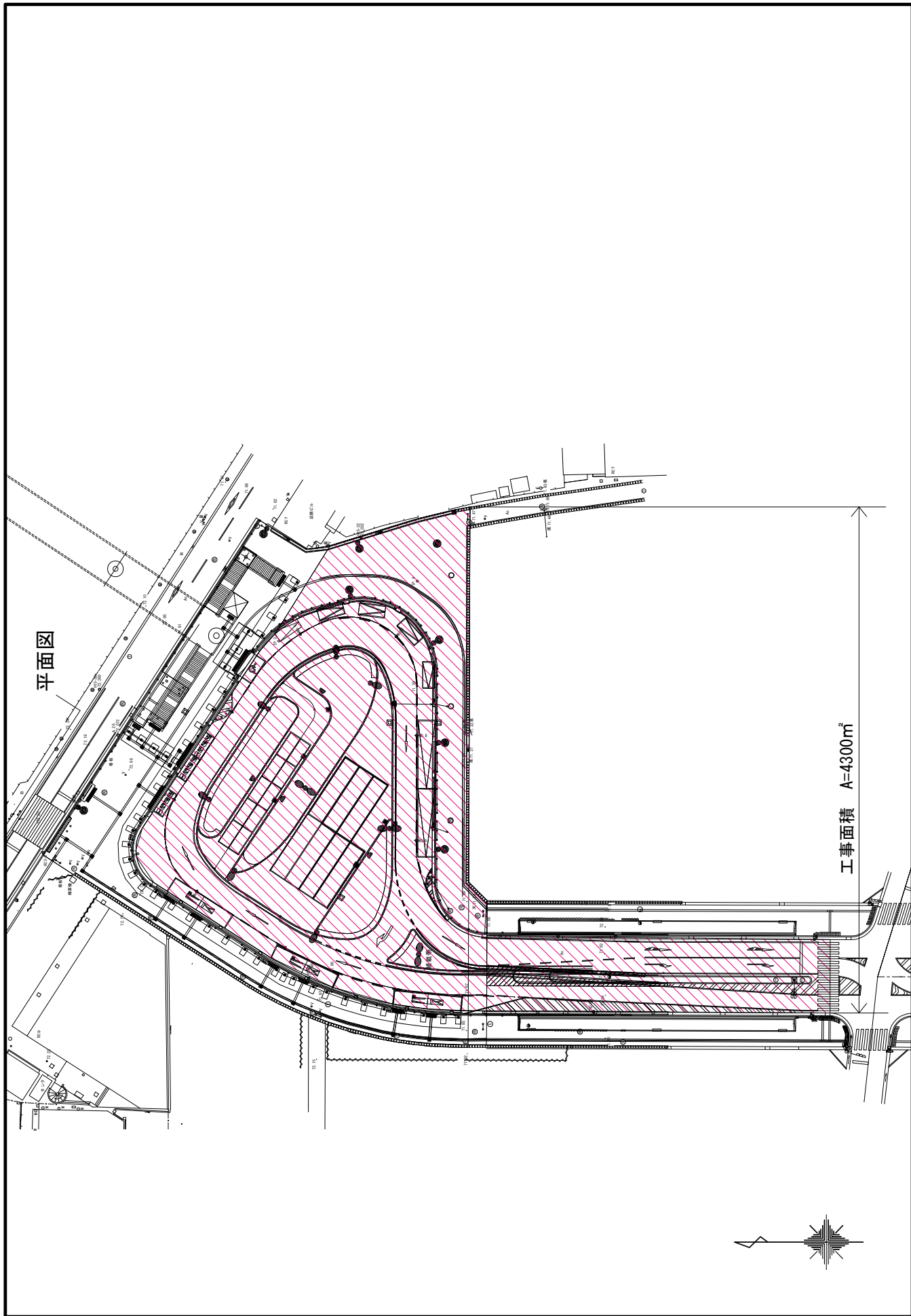
- 1 契約の目的 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業駅前広場整備工事（2期工事）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 195,104,800円
- 4 契約の相手方 奈良市高天町38番地の3
鹿島建設株式会社奈良営業所
所長 岡野 隆

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業駅前広場整備工事 (2期工事)の概要

1. 工事場所 奈良市西大寺南町地内
2. 工事規模 駅前広場整備工事 $A = 4,300 \text{ m}^2$
- | | |
|-----------|----|
| 敷地造成工 | 一式 |
| 構造物撤去工 | 一式 |
| 植栽工 | 一式 |
| 雨水排水設備工 | 一式 |
| 電気設備工 | 一式 |
| 広場整備工 | 一式 |
| サービス施設整備工 | 一式 |
| 管理施設整備工 | 一式 |
| 道路付属物施設工 | 一式 |
| 縁石工 | 一式 |
| 区画線工 | 一式 |
| 給水設備工 | 一式 |
| 舗装工 | 一式 |
| 付帯工 | 一式 |
| 仮設工 | 一式 |
3. 工期 契約の日から令和3年3月26日まで

位置図





訴えの提起について

本市は、富士通株式会社と締結した消防救急デジタル無線機器に関する物品供給契約（以下「本件契約」という）について、談合の事実があったことを主張し、損害賠償を求めため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

住 所	氏 名
東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	富士通株式会社 代表取締役 時田 隆仁
神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号	株式会社富士通ゼネラル 代表取締役 斎藤 悦郎
東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上 信也
東京都中野区中野四丁目10番1号	日本無線株式会社 代表取締役 荒 健次
東京都港区西新橋二丁目15番12号	株式会社日立国際電気 代表取締役 佐久間 嘉一郎

2 訴えの要旨

公正取引委員会が、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者である上記訴えの相手方（富士通株式会社を除く）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことから（但し株式会社日立国際電気については課徴金免除）、本件契約締結に係り談合の事実があったことを主張して、本市の損害金169,979,219円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 本市は、上記の訴訟の目的達成に特に必要があるときは、訴え又は当事者の追加又は変更をすることができる。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (4) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。